

(証券コード：3504)

2022年6月10日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番地12  
株式会社丸八ホールディングス  
代表取締役社長 日野原和夫

## 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は株主様の健康状態に関わらず、可能な限り、ご出席をお控えくださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年6月27日（月曜日）午後5時10分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日火曜日 午前10時30分  
(受付開始 午前10時)
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番地12  
当社本店 地下1階コットンスクエア（丸八新横浜ビル）  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第10期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役5名選任の件
  - 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- 
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は健康状態に関わらず、可能な限りご出席をお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申し上げます。
  - ◎株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、マスク着用など感染症予防策にご配慮の上ご来場くださいますようお願い申し上げます。発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場をお断りすることや退出をお願いすることがございます。
  - ◎役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
  - ◎本総会においては、感染症拡大防止のため、例年より開催時間を短縮させていただきます。
  - ◎株主総会招集ご通知添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.maruhachi.co.jp/>)に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告書を、監査役が監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
  - ◎株主総会決議の結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、内閣府の月例経済報告によりますと、「景気は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」とされており、先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。また、感染症による影響を引き続き注視する必要があります。

当社グループが属する寝具業界は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般消費者の巣ごもり需要の高まりがみられた一方で、観光・宿泊業をはじめ人々の移動が前提となる領域においては、引き続き厳しい状況が継続しております。

こうした状況の中、当社グループの当連結会計年度の状況といたしましては、前連結会計年度と比べ減収・増益となりました。減収の主な要因は、ダイレクトセールス部門において営業活動の効率化等の施策の効果が販売員数の減少を補い増収となった一方で、それ以外の販売チャネルにおいては新型コロナウイルス感染症の影響による需要の落ち込みが依然としてみられるためであります。増益の主な要因は、生産活動等の継続的なコスト削減活動に努めた結果、利益率が改善したためであります。

不動産賃貸事業におきましては、前連結会計年度と比べ減収・減益となりました。減収の主な要因は、新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する状況下において、主要物件である西新宿パークウェストビル・丸八青山ビル・丸八新横浜ビル・調布建て貸し用ホテルの収益は概ね堅調に推移したものの、一部で空室による賃料減少が生じたためであります。減益の主な要因は、設備関係費が前連結会計年度を上回ったためであります。

以上の結果、売上高は12,322,862千円と前連結会計年度と比べ494,099千円（3.9%）の減収となりました。営業利益は1,688,841千円と前連結会計年度と比べ449,101千円（36.2%）の増益となりました。経常利益は為替差益を973,756千円計上したこと等により、前連結会計年度と比べ1,706,233千円（132.7%）増益の2,992,022千円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は減損損失573,959千円の計上等がありました。経常利益の増益により、前連結会計年度と比べ1,034,179千円（191.0%）増益の1,575,677千円となりました。

セグメント毎の状況は以下のとおりであります。

① 寝具・リビング用品事業

当セグメントにおきましては、売上高は11,314,793千円と前期と比べ482,640千円（4.1%）の減収、セグメント利益（営業利益）は1,766,614千円と前期と比べ583,200千円（49.3%）の増益となりました。

② 不動産賃貸事業

当セグメントにおきましては、売上高は1,008,068千円と前期と比べ11,458千円（1.1%）の減収、セグメント利益（営業利益）は523,769千円と前期と比べ61,401千円（10.5%）の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、635,985千円であります。

寝具・リビング用品事業における主な設備投資は、磐田工場の羽毛洗浄設備に係る支払149,350千円であります。

不動産賃貸事業における主な設備投資は、区分マンションの取得181,598千円、建設中の建て貸し用ホテル（東京都町田市）に係る支払115,345千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念のもと、製販一体経営の強みを活かし、関連サービスを絡めた既存製品の拡販に取り組むとともに、新製品・商品の開発にも尽力してまいります。より多くのお客様にクオリティの高い眠りを提供するために、主力のダイレクトセールスで取り扱っている高付加価値製品のほか、卸売、レンタル、ホテル・旅館向けなど、お客様の多様なニーズに対応した製品開発に取り組むとともに、ダイレクトセールス以外の販売チャネル強化並びに生産体制の効率化を進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ不透明である中、わが国では感染対策に伴う新たな生活様式が定着しつつあり、新型コロナウイルス感染症拡大前と比べ、在宅時間が増えております。このような状況下において、生活者の意識は自然と健康や睡眠へと向き、同時に寝具に対する関心も強まることが期待されることから、市場のニーズに応えるべく、引き続き当社グループの強みを生かしながら経営課題に取り組んでまいります。

(ダイレクトセールス)

① 販売員採用の強化

ダイレクトセールスはお客様と直接対面する販売方法であり、業績拡大のためには、販売員の増員が不可欠であります。一般にも労働者不足の問題が存在する中、採用活動においては困難な状況が続いておりますが、引き続き採用活動に努めてまいります。

② お客様への提案力の強化

時代の変化に対応し引き続きお客様にご満足いただくためには、さまざまな潜在需要を喚起できる提案力が求められることから、寝具並びに住宅関連用品の豊富なラインナップを揃えるとともに、それらを画像や動画でお客様に視覚的に訴求できるタブレットPCの活用を行っております。今後とも、お客様への提案力の強化に努めてまいります。

### ③ ふとんクリーニングの推進

当社グループはふとんの製造だけでなく、ふとんのクリーニングも自社工場で行っております。ふとんクリーニングはお客様へのアフターサービスというのが従前の位置づけでしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、衛生に対する意識が高まっております。このような状況を鑑みて、当社グループではふとんクリーニングを戦略的な商材ととらえ、より積極的なご提案を推し進めることで、業績の拡大を図ってまいります。

#### (ダイレクトセールス以外の販売チャネルの強化)

ダイレクトセールス以外の販売チャネルの強化のため、経営資源を集約し、各事業部間の連携の強化を進めております。より最適化された経営資源を基盤として、新たな販売チャネルの展開を図りつつ、「丸八真綿」のブランドを前面に出して事業を推し進めてまいります。

#### (新製品・商品の開発)

当社グループでは製品企画部門、在庫管理部門、仕入部門、営業部門等が共同で新製品・商品の提案、検討を行っております。

特に寝具新製品の開発にあたっては、社是の一つでもある「真理の綿の追求」に基づき、新素材の製品化に努めてまいります。また、社内での開発だけでなく、睡眠時無呼吸症候群専門医療機関や整形外科医院とも連携し、広角的に取り組んでまいります。人々の健康と睡眠に対する関心が高まる中、より一層、お客様の健康に貢献できる製品を開発してまいります。

### (生産体制)

生産効率の向上を図ることを主な目的として、浜松工場の生産設備・事務所等を磐田工場へ集約化する意思決定をし、現在取り組んでおります。

ダイレクトセールス以外の販売チャンネルの強化に対応すべく、国内工場と海外工場との役割分担を適宜見直しつつ、設備と人員の最適化を図り、当社グループ全体の生産能力と物流体制の向上・効率化を目指してまいります。

### (原材料の調達)

当社グループは、寝具主要原材料である羽毛を、主として中国・東欧から仕入れておりますが、近年、仕入価格は上昇傾向にあります。また、為替相場が円安の場合、仕入価格全体が上昇する傾向にあります。

当社グループでは、引き続き現地市況の把握や安定した仕入先の確保に努め、一定数の原材料は常に備蓄しておくことで原材料価格の高騰に備えてまいります。

以上の対処すべき課題に対応すべく、当社は、当社グループ全体の統括会社として、各事業や国内外への効果的な経営資源の配分を行うことにより、当社グループの企業価値を高めつつ、持続的な成長と競争力の強化を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### (9) 財産及び損益の状況 (連結)

項目 \ 年度	2019年3月期 第7期	2020年3月期 第8期	2021年3月期 第9期	2022年3月期 第10期 (当期)
売上高 (千円)	14,858,991	13,574,985	12,816,961	12,322,862
経常利益 (千円)	1,293,328	852,790	1,285,788	2,992,022
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	814,827	494,531	541,498	1,575,677
1株当たり当期純利益 (円)	52.58	31.91	34.94	101.67
総資産 (千円)	59,210,804	58,564,330	59,903,285	61,409,373
純資産 (千円)	45,469,254	45,380,763	45,758,039	47,394,399
1株当たり純資産額 (円)	2,933.97	2,928.26	2,952.60	3,058.19

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（2022年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社洋大であり、同社は当社の株式10,599,800株（議決権比率68.40%）を保有しております。

なお、当社と同社との間に取引関係はありません。

② 重要な子会社の状況

《子会社（中間統括会社）》

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社丸八アセット	100,000	100.0	不動産賃貸、クレジット事業
株式会社丸八真綿販売	10,000	100.0	ダイレクトセールス管理・統括
株式会社丸八真綿	80,000	100.0	寝具・リビング用品の製造、 製品管理、販売、レンタル及び クリーニング並びに 配送、倉庫事業

《その他子会社》

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社丸八ダイレクト	20,000	(100.0)	寝具・リビング用品の ダイレクトセールス
株式会社丸八ハートフル	20,000	(100.0)	
株式会社ハッチーニ丸八	35,000	(100.0)	情報システム開発
株式会社オクトシステムサービス	40,000	(100.0)	
MARUHACHI (QINGDAO) TRADING CO., LTD.	2,732千人民元	(100.0)	寝具関連商社
HATCHI LAO SOLE CO., LTD.	5,270,000千 ラオスキップ	(100.0)	寝具製造
HATCHI SYDNEY CORPORATION PTY. LIMITED	24,800千豪ドル	(100.0)	資産管理

(注) 出資比率欄の( )は間接保有によっていることを示しております。

③ 特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社丸八アセット	神奈川県横浜市港北区 新横浜三丁目8番地12	31,458,997千円	37,716,082千円



## (11) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは当社と子会社15社で構成されており、寝具・リビング用品事業並びに不動産賃貸事業を行っております。概要は次のとおりであります。

### ① 寝具・リビング用品事業

当社グループは、企業理念に基づき、寝具・リビング用品の製品企画・原材料調達・製造・品質管理・物流・販売・関連サービスを一貫して行っております。

寝具・リビング用品は、ダイレクトセールス用、卸売用、レンタル用、ホテル・旅館向け販売用にと、販売形態ごとに製造しております。主力製品のうち、羽毛ふとんについては、ふとんの側（がわ）生地加工を主にラオス工場にて行い、羽毛投入は国内工場で行っております。敷きふとんについては、主にラオス工場で製造しております。ムートン製品については主に海外外注先より調達しております。なお、これらの主力製品の最終工程、製品検査等を国内工場にて行うなど、原材料の調達・加工から製品の仕上げまで当社グループが一貫してマネジメントし、クオリティの高い眠りを追求しております。今後も国内工場と海外工場を棲み分けながら、高品質かつ効率的な生産体制を構築してまいります。

製品企画においては、製品企画部門が営業部門と情報交換を行うほか、お客様に直接、使用感やご意見を伺うことによって、製品の開発及び改良に反映させていくことが可能となっております。また、寝具以外の住宅関連用品等については関連メーカー各社と提携し、ダイレクトセールスの特性を活かした潜在需要商品の拡充に努めております。

関連サービスにおいては、ふとんの洗浄・シミ抜き等を行うクリーニング並びにお客様が長年使用された羽毛ふとんの側生地を張り替え羽毛ふとんを再生させるリフレッシュを提供しております。また、お客様のご要望に応じてクリーニング後の保管サービスも行っております。さらに、不要ふとんについては、素材ごとに分別した後、固形燃料（注）や再生原材料へと転化させるリサイクルを行っております。最終処分まで行うことで環境への負荷を低減するほか、使用後のふとんの状態を検証することで製品開発にもつなげております。

ダイレクトセールス以外においては、法人や公的機関なども含め、多様なニーズにお応えすべく総合メーカーとしての体制を構築しております。お取引先様に合わせたオリジナル商品の受注生産をはじめ、寝具のOEM生産や羽毛原料販売、レンタルやクリーニング等の関連サービスも提供しており、量販店や通販会社への卸売、全国各地のホテル・旅館、各種宿泊施設においてのご利用など幅広くお取引をいただいております。

（注）温室栽培でハイブリッドボイラー（重油と固形燃料を併用したボイラー）の燃料として使用し、そこで収穫したメロンをお客様等への粗品として提供しているほか、自社グループ工場にて重油ボイラーと併用して固形燃料ボイラーを稼働させ、効率的に熱源供給を行っております。

② 不動産賃貸事業

当社グループが所有する不動産を賃貸する事業であります。主な賃貸不動産としては、丸八新横浜ビル（神奈川県横浜市）、丸八青山ビル（東京都港区）、パークウエスト（東京都新宿区）、調布建て貸し用ホテル（東京都調布市）があります。

(12) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 当社

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番地12

② 子会社

【ダイレクトセールス主要拠点】

地 区	所 在 地
北 海 道 ・ 東 北	北海道札幌市、青森県青森市
関 東	千葉県松戸市、東京都江東区・世田谷区・調布市
中 部	愛知県名古屋市
関 西	大阪府吹田市
九 州	福岡県福岡市

【国内工場等】

名 称	業 務 内 容	所 在 地
大 久 保 工 場	敷きふとん、カーテン製造	静岡県浜松市
磐 田 工 場	羽毛ふとん製造、クリーニングサービス、リフレッシュサービス	静岡県磐田市
袋井リサイクルセンター	ふとんリサイクル	静岡県袋井市

【海外工場】

名 称	業 務 内 容	所 在 地
ラ オ ス 工 場	寝具製造	ラオス（ヴィエンチャン市）

(13) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の従業員数

セグメントの名称	従業員数(名)
寝具・リビング用品事業	739 (94)
不動産賃貸事業	3 (0)
全社 (共通)	37 (2)
合計	779 (96)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 臨時従業員数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3. 臨時従業員は、パートタイマー等を含み、派遣社員を除いております。

4. 全社(共通)は、総務、経理及びシステム開発等の管理部門の従業員であります。

②当社の従業員数

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
27名	0名	40.8歳	6.6年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

(14) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,000,000千円
株式会社りそな銀行	3,000,000千円
株式会社三井住友銀行	1,500,000千円
株式会社みずほ銀行	1,000,000千円
株式会社静岡銀行	500,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 16,579,060株（自己株式1,081,540株含む）  
 (3) 株主数 2,253名  
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社洋大	10,599,800株	68.40%
株式会社静岡銀行	520,880株	3.36%
岡本一八	495,800株	3.20%
岡本八大	495,800株	3.20%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	182,000株	1.17%
光通信株式会社	174,100株	1.12%
株式会社りそな銀行	140,000株	0.90%
内藤征吾	104,800株	0.68%
間瀬久吉	65,000株	0.42%
稲垣健一	57,200株	0.37%
計	12,835,380株	82.82%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,081,540株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	おかもと のりゆき 岡 本 典 之	株式会社洋大代表取締役社長 株式会社丸八アセット代表取締役社長
代表取締役社長	ひのはら かずお 日野原 和 夫	株式会社丸八真綿販売代表取締役社長
取 締 役	しらい もとはる 白 井 基 晴	株式会社丸八真綿代表取締役社長
取 締 役	たいま みのる 對 間 稔	株式会社丸八ダイレクト代表取締役社長
取 締 役	まつもと ひろゆき 松 本 泰 幸	株式会社日本アグリマネジメント代表取締役社長 学校法人グロービス経営大学院教授
常 勤 監 査 役	こばやかわ あきひろ 小早川 明 弘	—
監 査 役	きのした くにひこ 木 下 邦 彦	木下邦彦公認会計士事務所所長
監 査 役	しおざわ よしひさ 塩 澤 好 久	株式会社シオザワ代表取締役社長 学校法人天理大学理事 東京洋紙協同組合理事長 株式会社4030ホールディングス代表取締役

- (注) 1. 取締役松本泰幸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役木下邦彦氏及び塩澤好久氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役松本泰幸氏、監査役木下邦彦氏及び塩澤好久氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 常勤監査役小早川明弘氏は、長年当社グループの管理部門業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 監査役木下邦彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
6. 岡本典之氏は2021年6月17日付で株式会社丸八アセットの代表取締役社長に就任しました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により、「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする」旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたって、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たすことができる環境を設けることを目的としているものであります。

現状においては、社外監査役2名と当該責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び会社法上の当社子会社に属する、会社役員並びに一定の条件を満たす会社従業員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為、又は故意・重過失に起因する損害賠償請求等については填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額会社が負担しています。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を取締役会において定めており、その概要は、中長期的な企業価値の向上に資するように、期ごとに定める月額固定とし、金額はそれぞれの担当職務、過去の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する方針であります。

②監査役の報酬等の額又はその算定方法の方針決定に関する事項

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2014年6月25日定時株主総会において年10億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。監査役の金銭報酬の額は、2014年6月25日定時株主総会において年5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の決定については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務を評価できる代表取締役社長 日野原和夫に委任しております。取締役会は、当該権限の行使の内容について、各取締役の職務執行状況や業績推移等の総合的な評価に基づく定額報酬となっており、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑥非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

⑦当該事業年度に係る会社役員・社外役員の報酬等

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	81,000千円 ( 1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,160千円 ( 2,760千円)

(注) 当事業年度末現在の取締役は5名であります。上記の支給人員と相違しているのは、無報酬の取締役が2名存在していること及び報酬有りの取締役が期中で1名退任したためであります。

⑧当該事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなった会社役員・社外役員  
の報酬等

該当事項はありません。

- ⑨社外役員が親会社等又は当該親会社の子会社等の役員を兼任している場合の親会社等又は当該親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

氏名	重要な兼職その他の状況
取締役 松本 泰幸	株式会社日本アグリマネジメント代表取締役社長、学校法人グロービス経営大学院教授（アカウンティング・ファイナンス）を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
監査役 木下 邦彦	木下邦彦公認会計士事務所所長を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。
監査役 塩澤 好久	株式会社シオザワ代表取締役社長、学校法人天理大学理事、東京洋紙協同組合理事長、株式会社4030ホールディングス代表取締役を兼職しております。当社と兼職先との間に記載すべき取引関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況
取締役 松本 泰幸	当社の社外取締役には、経営に対する助言及び独立した立場からの監督が期待されます。当期開催の取締役会14回のうち12回出席し、企業経営並びに金融に関する豊富な知見に基づき、社外取締役として客観的な立場から経営に対する助言及び監督を行っております。
監査役 木下 邦彦	当期開催の取締役会14回のうち14回、また監査役会14回のうち14回出席しており、主に財務及び会計に関する観点から、適宜発言及び助言を行っております。また、社外監査役として、独立した客観的な立場から会社経営の監督を行っております。
監査役 塩澤 好久	当期開催の取締役会14回のうち11回、また監査役会14回のうち11回出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、適宜発言及び助言を行っております。また、社外監査役として、独立した客観的な立場から会社経営の監督を行っております。



## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

UHY東京監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社グループの「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」は以下のとおりであります。

#### I. 当社及び当社子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの経営に関する管理・監督機能を担う持株会社である。当社は、当社グループの社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係に配慮しつつ、企業価値の向上を図ることを目的とし、以下のとおり、当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- ①取締役会が当社グループの経営方針の決定を行い、執行を監視する。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を果たし、経営方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、当社グループの役割分担と連携に留意しつつ、情報の共有と適切な情報開示を行う。
- ②取締役は、当社グループの企業理念である「人々の健康な生活のためにクオリティの高い眠りの提供に努め 企業価値を高めることで社会の進歩と発展に貢献し 全社員の成長と幸福を追求する」に基づき、寝具・リビング用品及び関連サービス等を、広く社会から支持される方法で誠実に提供するにあたり、法令、定款、社内規程等の遵守を確保するために、当社が定めた企業倫理宣言並びにコンプライアンス管理規程を実践する。
- ③取締役は、当社グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。

## II. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の株主総会、取締役会その他重要会議の決定のプロセス及びその重要な決定事項の執行について、文書管理規程、文書マニュアル等の規程体系を整備し、書面又は電磁的媒体に記録し保存すること及び使用人に対する教育・モニタリングを実施すること等により、情報の保存及び管理を適正に行う。また、当社は、子会社に対し、取締役の職務の執行に係る事項について、当社と同様に電子媒体を含む情報の適切な保存及び管理がなされるよう、その指導を行う。

## III. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社の取締役会直轄のリスク委員会を設置し、当社グループの全社的なリスクマネジメントを行う。当社グループの各部門が対処することが相当と判断されるリスクについては、リスク委員会が、それらの活動に関し点検・助言・指導を行う。
- ②当社グループの製品の品質、情報システムのセキュリティ、機密情報（個人情報を含む）流出、売掛金回収、カントリーリスク、販売コンプライアンス違反等に起因する損失のリスクの顕在化については、当社の経営企画室が主管し、当社グループ各部門が協力して対応する。これらのリスク回避のために、当社は各種規程、マニュアルを定め、当社グループ使用人に適宜適切な研修・教育を実施する。
- ③当社の内部監査室及び監査役がそれぞれの当社グループ各部門での監査において、リスクを認識した場合は、当社の取締役社長に報告する。

## IV. 当社グループ取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループ各社の経営陣の規模は、当社グループの事業環境、経営戦略、経済情勢又は法令等の変化に機動的に対応できるものとする。
- ②当社の取締役会が当社グループの経営の基本方針と戦略及び重要な職務執行にかかる事項を決定し、職務執行を行う子会社取締役との連携を図る。
- ③組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程に従って職務執行を行うことにより、当社グループ各社において取締役の職務執行の効率化を図る。

#### V. 当社グループ使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス管理規程を制定し、当社グループ各社のコンプライアンス活動の組織体制及び運営方法を明確にする。コンプライアンス管理規程に基づき、当社グループ各社各部門の責任において指導及び教育を実施し、かつ、コンプライアンス活動が適切に行われているかを評価、検証し、またその改善を図る。
- ②当社グループ各社においては、使用人は誰でも、職務執行過程において、法令・規則・定款等との適合性を疑わせるような事態に直面した場合は、当社の法務グループ又は必要に応じて弁護士の意見を求めることができることとし、また、コンプライアンスに関する相談、通報制度として公益通報窓口を設置する等の体制を整備し、コンプライアンスの実効性を図る。
- ③コンプライアンス管理規程に基づき、コンプライアンス委員会及び販売コンプライアンス会議を定期的で開催し、当社グループ全体で、コンプライアンスに関して継続的に取り組むものとする。
- ④反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対策規程を定め、対応部署の設置、外部専門機関等との連携、反社会的勢力に関する情報の収集等、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備するとともに、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、当社グループ各社が同様の体制を取るものとする。

#### VI. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は子会社に対しては、当社の支配の状況、各子会社の業務の内容、各子会社に適用される法令の内容等を精査し、子会社毎に業務の適正を確保するための体制を検討する。
- ②当社は持株会社として、グループで統一的に管理する部分と子会社毎で管理する部分とを見極め、当社グループにおける業務の適正を確保するため、情報伝達手段、監査制度の充実等を柱とする体制を構築する。

#### VII. 当社子会社取締役等の職務執行に係る事項の報告に関する体制

- ①当社の代表取締役は、子会社取締役を兼務するか、又は子会社の取締役会にオブザーバーとして出席することで、子会社取締役等の職務執行状況を把握し、当社の定例取締役会で報告する。
- ②関係会社管理規程に基づき、当社経営企画室が子会社管理の主管となる。経営企画室は、子会社各社の月次業績等の業務執行状況報告を子会社の代表取締役に義務付けている。経営企画室は、当該報告内容を当社代表取締役へ報告する。
- ③職務権限規程に基づき、グループ全体又は経営の根幹に係る重要事項については、子会社が稟議書等により起案し、経営企画室に報告され、当社取締役会での審議を経て、対応を決定することで、企業集団としての意思統一を図る。

VIII. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ①現在、監査役を補助すべき使用人は置いていないが、必要に応じ、監査役の職務を補助するための使用人を置くこととする。なお、監査役の職務を補助する使用人の身分の決定は、監査役の同意を得て行う。
- ②監査役の職務を補助する使用人は、原則として当社の業務執行に係る職務を兼務せず監査役の指揮命令下で職務遂行し、取締役及び使用人からの指揮命令は受けないものとする。また、その評価については監査役の意見を尊重する。
- ③ただし、前項については、兼務使用人が補助に当たる場合もあり、補助の期間が終了した場合は従前の指揮命令下に戻るものとする。なお、監査を通じて知り得た会社情報は、許可無く他の取締役・使用人等に漏洩してはならない。

IX. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ①監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、当社の監査役は重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、代表取締役をはじめとする取締役と随時会合を持ち、経営方針を確認し、当社グループが対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- ②当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役会又は監査役に対して報告する体制を持つ。
- ③当社の監査役が当社グループの取締役及び使用人に対して質問し、又は書類若しくは資料の提出を求めた場合、対応する体制を持つ。
- ④当社の監査役が、当社グループ各社の重要会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制を持つ。
- ⑤子会社の監査役に対し、子会社取締役会資料等や監査結果の情報を提出させること等ができる体制を持つ。
- ⑥当社の監査役は、会計監査人、内部監査室と、必要な範囲で業務の連携と情報の共有化を図る。

X. 当社の監査役へ報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

## XI. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況は次のとおりであります。

- ①当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催（書面決議は除く）いたしました。
- ②コンプライアンス管理規程に基づき、企業の社会的責任を深く自覚し、コンプライアンスの徹底を図ることを目的として、当社の代表取締役社長、取締役管理本部長、内部監査室長等のほか、中間統括会社代表取締役社長又は同社代表取締役社長より任命された者により、コンプライアンス委員会を四半期に1度開催しております。
- ③リスク委員会規程に基づき、当社代表取締役社長、取締役管理本部長、経営企画室長等により構成されるリスク委員会を四半期に1度開催しております。
- ④中間統括会社の3社にもそれぞれ取締役会及び監査役を置き、さらに製品・製造管理の統括等を担う株式会社丸八真綿には製造開発委員会を、ダイレクトセールス会社を統括する株式会社丸八真綿販売には販売戦略委員会並びに販売コンプライアンス会議を設置し、それぞれ専門分野での顧客のニーズや市場の動向、コンプライアンスに関して迅速かつ機動的な対応ができるよう権限を付与しております。

### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に備え、お客様のニーズに応える体制を強化することを目的に、新製品・商品開発のほか、生産設備の改修・増設や不動産賃貸事業、拠点の整備等に投資してまいりたいと考えております。これにより、更なる経営体質の強化に努めてまいります。

当社は、期末配当は3月31日、中間配当は9月30日をそれぞれ基準日として、法令に別段の定めのある場合を除き剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

第10期事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、2022年5月12日の取締役会にて1株当たり30円と決定いたしました。配当性向は29.5%となっております。なお、当事業年度にかかる中間配当はありません。次期（第11期事業年度）の剰余金の配当予想につきましては、期末配当において1株当たり30円、配当性向42.0%を見込んでおります。

## 連結貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	38,459,851	流動負債	8,090,400
現金及び預金	32,922,872	支払手形及び買掛金	264,536
受取手形、売掛金及び契約資産	4,073,108	未払金	565,901
棚卸資産	1,173,206	1年内返済予定の長期借入金	5,000,000
その他の	366,371	未払法人税等	577,612
貸倒引当金	△75,707	賞与引当金	166,158
固定資産	22,949,522	割賦利益繰延	703,409
有形固定資産	17,843,324	その他の	812,780
建物及び構築物	19,574,103	固定負債	5,924,574
減価償却累計額	△14,830,709	長期借入金	4,000,000
建物及び構築物(純額)	4,743,393	役員退職慰労引当金	17,682
機械装置及び運搬具	2,668,104	退職給付に係る負債	361,550
減価償却累計額	△2,445,215	長期預り保証金	1,099,486
機械装置及び運搬具(純額)	222,889	繰延税金負債	279,210
工具、器具及び備品	613,786	その他の	166,644
減価償却累計額	△479,639	負債合計	14,014,974
工具、器具及び備品(純額)	134,146	純資産の部	
土地	12,479,049	株主資本	47,808,520
建設仮勘定	263,845	資本金	100,000
無形固定資産	17,553	資本剰余金	1,427,998
投資その他の資産	5,088,645	利益剰余金	48,496,664
投資有価証券	4,614,337	自己株式	△2,216,142
繰延税金資産	259,806	その他の包括利益累計額	△414,121
その他の	258,732	その他有価証券評価差額金	411,262
貸倒引当金	△44,231	繰延ヘッジ損益	△197
		為替換算調整勘定	△825,185
		非支配株主持分	0
		純資産合計	47,394,399
資産合計	61,409,373	負債純資産合計	61,409,373



# 連 結 損 益 計 算 書

自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,322,862
売上原価	3,897,573
売上総利益	8,425,288
販売費及び一般管理費	6,736,447
営業利益	1,688,841
営業外収入	83,952
受取利息	64,259
受取手数料	123,954
受取為替の差益	973,756
受取為替の他	72,127
営業外費用	13,659
支払利息	1,209
支払の他	14,869
経常利益	2,992,022
特別利益	78,575
有形固定資産売却益	521
ゴルフ会員権売却益	3,709
特別損失	4,545
有形固定資産売却損	19,385
有形固定資産除却損	573,959
減損	597,890
税金等調整前当期純利益	2,476,938
法人税、住民税及び事業税	870,148
法人税等調整額	31,112
当期純利益	1,575,677
非支配株主に帰属する当期純損失	△0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,575,677

## 連結株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	1,427,998	47,385,911	△2,216,142	46,697,768
当期変動額					
剰余金の配当			△464,925		△464,925
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,575,677		1,575,677
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,110,752	—	1,110,752
当期末残高	100,000	1,427,998	48,496,664	△2,216,142	47,808,520

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	168,105	6,880	△1,114,715	△939,729	0	45,758,039
当期変動額						
剰余金の配当						△464,925
親会社株主に 帰属する当期純利益						1,575,677
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	243,156	△7,078	289,529	525,608	—	525,608
当期変動額合計	243,156	△7,078	289,529	525,608	—	1,636,360
当期末残高	411,262	△197	△825,185	△414,121	0	47,394,399

# 貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,738,323	流動負債	69,107
現金及び預金	1,595,268	未払金	42,072
未収入金	51,355	未払費用	2,021
未収還付法人税等	88,226	未払法人税等	9,368
その他流動資産	3,763	預り金	2,785
貸倒引当金	△291	賞与引当金	12,633
固定資産	35,977,758	その他流動負債	225
有形固定資産	909	負債合計	69,107
工具器具備品	2,985	純資産の部	
減価償却累計額	△2,075	株主資本	37,646,975
無形固定資産	4,714	資本金	100,000
ソフトウェア	4,714	資本剰余金	38,489,977
投資その他の資産	35,972,134	その他資本剰余金	38,489,977
関係会社株式	35,963,948	利益剰余金	1,273,140
敷金保証金	933	利益準備金	25,000
繰延税金資産	7,252	その他利益剰余金	1,248,140
		別途積立金	84,079
		繰越利益剰余金	1,164,060
		自己株式	△2,216,142
		純資産合計	37,646,975
資産合計	37,716,082	負債及び純資産合計	37,716,082

## 損 益 計 算 書

自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関 係 会 社 経 営 管 理 料	494,604	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	500,000	994,604
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	426,111	426,111
営 業 利 益		568,493
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	128	143
営 業 外 費 用		
そ の 他 の 営 業 外 費 用	23	23
経 常 利 益		568,613
税 引 前 当 期 純 利 益		568,613
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	23,243	
法 人 税 等 調 整 額	87	23,330
当 期 純 利 益		545,282

## 株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金
当 期 首 残 高	100,000	38,489,977	38,489,977	25,000	84,079
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—
当 期 末 残 高	100,000	38,489,977	38,489,977	25,000	84,079

	株主資本				純資産 合 計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計	
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	1,083,703	1,192,783	△2,216,142	37,566,618	37,566,618
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△464,925	△464,925		△464,925	△464,925
当 期 純 利 益	545,282	545,282		545,282	545,282
当 期 変 動 額 合 計	80,356	80,356	—	80,356	80,356
当 期 末 残 高	1,164,060	1,273,140	△2,216,142	37,646,975	37,646,975

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022 年 5 月 23 日

株式会社丸八ホールディングス  
取締役会 御中

UHY 東京監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 片岡 嘉徳  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鹿目 達也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社丸八ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社丸八ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

株式会社丸八ホールディングス  
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 片岡 嘉徳  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鹿目 達也  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸八ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

2022年5月24日

株式会社丸八ホールディングス監査役会

常勤監査役 小早川 明 弘

社外監査役 木 下 邦 彦

社外監査役 塩 澤 好 久

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p> <p style="text-align: center;">【新設】</p>	<p style="text-align: center;">【削除】</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第 1 条 変更前定款第 17 条の規定の削除及び変更後定款第 17 条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに定める施行日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から 6 か月を経過した日、もしくは施行日から 6 か月以内に開催する最後の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役5名全員が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
1	<p>おかもと のりゆき 岡本典之 (1960年4月4日生)</p> <p style="text-align: center;">再 任</p>	<p>1986年1月 株式会社丸八真綿（現株式会社丸八アセット）入社                      1994年4月 同社取締役                      1998年4月 同社常務取締役                      2000年12月 同社代表取締役副社長                      2002年4月 同社代表取締役社長                      2006年6月 同社代表取締役会長                      2010年6月 株式会社洋大代表取締役社長（現任）                      2012年4月 当社取締役会長                      2013年8月 当社代表取締役会長（現任）                      2021年6月 株式会社丸八アセット代表取締役社長（現任）</p> <p>（取締役候補者とした理由）                      当社グループの事業全般に精通し、2012年に取締役会長就任後は当社グループ全体の経営を俯瞰し、改革を推し進めております。引き続き、その職務経験や知見を経営に活かすことにより当社の企業価値の持続的向上への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたしました。</p>	55,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株 式数
2	ひのはら かずお 日野原 和 夫 (1959年7月7日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1982年4月 株式会社丸八真綿（現株式会社丸八アセット）入社 2003年4月 同社人事部部長 2012年4月 当社取締役 2018年6月 株式会社丸八真綿販売代表取締役社長（現任） 2018年6月 株式会社丸八ダイレクト代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役社長（現任）  (取締役候補者とした理由) 販売会社管理、人事に携わる等、豊富な業務経験を有し、2012年に取締役就任後は、総務・人事・法務・広告宣伝を担い、2018年には主要な子会社である株式会社丸八真綿販売代表取締役社長に就任し経営を担っております。引き続き、その職務経験や知見を経営に活かすことにより当社の企業価値の持続的向上への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたしました。	10,000株
3	たいま みのる 対 間 稔 (1959年3月30日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1984年8月 株式会社ファープラザ入社 1999年4月 株式会社ニューセンチュリー丸八営業部長 2005年12月 株式会社対間丸八真綿代表取締役社長 2016年6月 株式会社丸八真綿販売取締役（現任） 2020年6月 株式会社丸八ダイレクト代表取締役社長（現任） 2021年6月 当社取締役（現任）  (取締役候補者とした理由) ダイレクトセールスに関する豊富な業務経験を有し、2016年6月からは主要な子会社である株式会社丸八真綿販売の取締役として、2020年6月からは株式会社丸八ダイレクトの代表取締役社長として、両社の経営を担っております。引き続き、その職務経験や知見を経営に活かすことにより当社の企業価値の持続的向上への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたしました。	500株
4	おかもと かずひで 岡 本 一 秀 (1990年6月23日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新 任</div>	2013年4月 株式会社りそな銀行入行 2018年11月 株式会社丸八ホールディングス入社 2021年6月 株式会社丸八アセット取締役（現任）  (取締役候補者とした理由) 当社グループの経営課題の一つであるEC売上の拡大に取り組むほか、多様な販売チャネルの仕入・商品開発に携わる等、これからの時代を切り拓くために必要な業務経験を有しております。また、2021年からは主要子会社である株式会社丸八アセットの取締役に就任し経営を担っております。その職務経験や知見を経営に活かすことにより当社の企業価値の持続的向上への貢献が見込まれるため、取締役として適任であると判断いたしました。	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
5	まつもと ひろゆき 松本 泰幸 (1964年11月15日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>	1987年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2002年10月 株式会社グロービス（現学校法人グロービス経営大学院） 教授（現任） 2006年8月 株式会社日本アグリマネジメント代表取締役社長（現任） 2014年11月 当社取締役（現任）  （社外取締役として期待される役割の概要） 経営に対する的確な助言及び独立した立場からの監督が期待されます。 （社外取締役候補者とした理由） 大手金融機関並びに事業会社勤務を経て、現在は農業経営コンサルティング企業の経営者として活動するかたわら、学校法人グロービス経営大学院にてアカウンティング並びにファイナンスの教授を務めるなど、企業経営並びに金融に関する豊富な知見を有しており、社外取締役として適任と判断いたしました。なお、当社は同氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。 （当社社外取締役の在任期間） 同氏は2014年11月から当社社外取締役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって7年7ヶ月となります。	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡本一秀氏は2022年6月16日の株式会社丸八真綿定時株主総会並びに取締役会を経て、同社代表取締役社長に就任する予定です。
3. 松本泰幸氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
4. 松本泰幸氏は当社の親会社等ではなく、過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
5. 松本泰幸氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
6. 松本泰幸氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 松本泰幸氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 松本泰幸氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
9. 岡本典之氏は、当社の親会社である株式会社洋大の業務執行者であり、過去10年間ににおいても同社の業務執行者であります。なお、同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要につきましては、事業報告（14ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任又は選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって監査役3名全員が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
1	こばやかわ あきひろ 小早川 明 弘 (1962年1月4日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1985年4月 株式会社丸八真綿（現株式会社丸八アセット）入社 2010年6月 株式会社丸八真綿販売（現株式会社丸八真綿）取締役 2012年6月 同社監査役 2013年2月 株式会社丸八真綿販売監査役 2013年6月 当社内部監査室長 2014年4月 当社常勤監査役（現任） （監査役候補者とした理由） 1985年に株式会社丸八真綿（現株式会社丸八アセット）に入社し、販売会社管理部門を皮切りに、株式会社丸八真綿販売（現株式会社丸八真綿）取締役、同社監査役等を歴任の後、当社内部監査室長を経て、常勤監査役に就任いたしました。当社グループの各種業務に精通し、また監査役として十分な経験と実績を有していることから、当社監査役として適任と認識しております。	一株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株数
2	きのした くにひこ 木下 邦彦 (1945年3月12日生)  <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div>  <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">独立役員</div>	1968年9月 東興産業株式会社入社 総務経理部長 1969年9月 デロイト・ハスキングス・アンド・セルズ (現デロイト・トーマツ) 入所 1972年3月 公認会計士登録 1973年1月 昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1991年6月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 1993年6月 同監査法人浜松・静岡・豊橋事務所 所長 2010年6月 木下邦彦公認会計士事務所 所長 (現任) 2012年4月 当社監査役 (現任) (社外監査役候補者とした理由) 会計・税務等に精通した人材の招聘のため社外監査役に選任しております。公認会計士としての専門的な知識と経験を有しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると同時に、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための判断や助言を行えることから、社外監査役並びに独立役員として適任と認識しております。なお、当社は同氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。 (当社社外監査役の在任期間) 同氏は2012年4月から当社社外監査役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年2ヶ月となります。	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式数
3	しおざわ よしひさ 塩澤 好 久 (1962年7月4日生)  <b>再任</b> <b>社外</b>  <b>独立役員</b>	<p>1986年4月 凸版印刷株式会社入社  1990年3月 株式会社シオザワ入社  1995年6月 同社常務取締役  1997年6月 同社代表取締役社長（現任）  1999年6月 株式会社ミズホ代表取締役社長  2000年5月 エス・シー・エス流通株式会社代表取締役社長  2009年11月 学校法人天理大学理事（現任）  2011年5月 東京洋紙協同組合理事長（現任）  2011年10月 株式会社4030ホールディングス代表取締役（現任）  2013年6月 当社監査役（現任）</p> <p>（社外監査役候補者とした理由）  経済界に幅広い人脈を有するとともに、経営感覚とその知識を有し、取締役会での経営判断に関する意思決定においてその適正性や妥当性について助言・提言を行えることから、社外監査役並びに独立役員として適任と認識しております。なお、当社は同氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。  （当社社外監査役の在任期間）  同氏は2013年6月から当社社外監査役を務めており、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって9年となります。</p>	一株

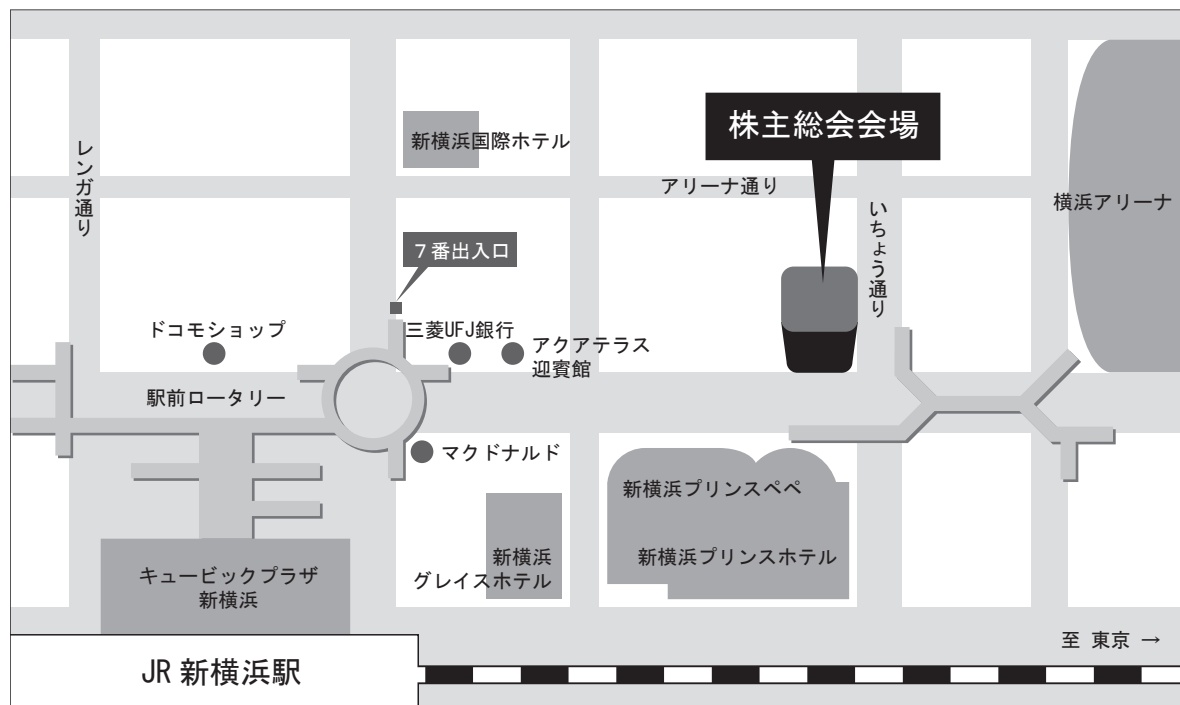
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 木下邦彦氏及び塩澤好久氏は当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。  
3. 木下邦彦氏及び塩澤好久氏は当社の親会社等ではなく、過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。  
4. 木下邦彦氏及び塩澤好久氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。  
5. 木下邦彦氏及び塩澤好久氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。  
6. 木下邦彦氏及び塩澤好久氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。  
7. 木下邦彦氏及び塩澤好久氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社で、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。  
8. 当社は、木下邦彦氏及び塩澤好久氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、両氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約の概要は、事業報告（14ページを参照）に記載のとおりであります。  
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要につきましては、事業報告（14ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

開催場所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 8 番地12  
当社本店 地下1階コットンスクエア（丸八新横浜ビル）  
電 話 (045) 471-0808（代表）



- ・ J R 東海道新幹線・横浜線「新横浜駅」下車 徒歩約6分
- ・ 横浜市営地下鉄「新横浜駅」下車 ⑦番出口 徒歩約4分

駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。